

山口県報

平成27年
1月23日
(金曜日)

目次

○告示

漁業災害補償法第百五条第一項第二号ロの規定による区域及び区分の設定に関する告示
の一部改正(団体指導室).....一

解除予定保安林(光市)(森林整備課).....二

○公告

液化石油ガス販売事業者の認定(防災危機管理課).....二

大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取(商政課).....二

公共測量の実施(監理課).....三

山陽小野田都市計画特定用途制限地域の決定に係る図書の写しの縦覧(都市計画課).....三

萩都市計画下水道の変更に係る図書の写しの縦覧(都市計画課).....三

萩都市計画市場の変更に係る図書の写しの縦覧(都市計画課).....三

開発行為に関する工事の完了(建築指導課).....四



山口県告示第十五号

漁業災害補償法第百五条第一項第二号ロの規定による区域及び区分の設定に関する告示(平成十五年山口県告示第二号)の一部を次のように改正する。

平成二十七年一月二十三日

山口県知事 村岡 嗣 政

表中

野波瀬区域 (山口県漁業協同組合の地区のうち長門市三隅下字野波瀬、字室生及び字向山の地域)	1 総トン数十トン未満の漁船により、船びき網を使用し、営む漁業 2 総トン数十トン未満の漁船により、主として北緯三十四度四十五分の線以北の日本の海域において、営む/に掲げる漁業以外の漁業 3 総トン数十トン未満の漁船による/及び2に掲げる漁業以外の漁業 4 総トン数十トン以上の漁船により、まき網又は底びき網を使用して営む漁業 5 小型定置網漁業 6 /から5までに掲げる漁業以外の漁業
--	--

野波瀬区域 (山口県漁業協同組合の地区のうち長門市三隅下字野波瀬、字室生及び字向山の地域)	1 総トン数十トン未満の漁船により、船びき網を使用し、営む漁業 2 総トン数十トン未満の漁船により、主として北緯三十四度四十五分の線以北の日本の海域において、営む/に掲げる漁業以外の漁業 3 総トン数十トン未満の漁船による/及び2に掲げる漁業以外の漁業 4 総トン数十トン以上の漁船により、まき網、釣り又ははえ縄を使用して営む漁業 5 小型定置網漁業 6 /から5までに掲げる漁業以外の漁業
--	--

山口県告示第十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、保安林の指定を次のとおり解除する予定である。

平成二十七年一月二十三日

山口県知事 村岡 副政

- 一 解除予定保安林の所在場所
光市室積松原一七四四の二（次の図に示す部分に限る。）
- 二 保安林として指定された目的
風害の防備
- 三 解除の理由
海岸保全施設用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を山口県農林水産部森林整備課及び光市経済部水産林業課に備え置いて縦覧に供する。）

を

に改める。



(二〇) 液化石油ガス販売事業者の認定

次の液化石油ガス販売事業者に対し、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第百四十九号）第三十五条の六第一項の認定をしました。

平成二十七年一月二十三日

山口県知事 村岡 副政

氏名又は名称	住 所	認定年月日
株式会社マダ	山口市小郡新町一丁目一七番二二号	平成二十六年十一月二十七日

(二一) 大規模小売店舗立地法第八條第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八條第一項の規定により、平成二十六年八月二十九日山口県公告（三〇三）に係る大規模小売店舗について次のとおり

宇部市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十七年一月二十三日から同年二月二十三日までの間、山口県商工労働部商政課及び宇部市産業振興部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十七年一月二十三日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 エコタウン宇部店

所在地 宇部市昭和町四丁目五二五の三九

二 意見の概要

騒音の発生に係る事項について配慮を求める。

(二二) 公共測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、周南市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知がありました。

平成二十七年一月二十三日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 作業の種類

公共測量(数値地形図データ作成)

二 作業の地域

周南市

三 作業の期間

平成二十七年一月十九日から同年三月十日まで

(二三) 山陽小野田都市計画特定用途制限地域の決定に係る図書の写しの縦覧

山陽小野田市から都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十条第一項の規定による山陽小野田都市計画特定用途制限地域の決定に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付があったので、同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。

平成二十七年一月二十三日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 都市計画の種類及び名称

山陽小野田都市計画特定用途制限地域

二 都市計画の図書の写しの縦覧場所

山口県土木建築部都市計画課

(二四) 萩都市計画下水道の変更に係る図書の写しの縦覧

萩市から都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による萩都市計画下水道の変更に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付があったので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。

平成二十七年一月二十三日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 都市計画の種類及び名称

萩都市計画下水道萩市公共下水道

二 都市計画の図書の写しの縦覧場所

山口県土木建築部都市計画課

(二五) 萩都市計画市場の変更に係る図書の写しの縦覧

萩市から都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による萩都市計画市場の変更に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付があったので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。

平成二十七年一月二十三日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 都市計画の種類及び名称

萩都市計画市場三萩市青果物地方卸売市場

二 都市計画の図書の写しの縦覧場所

山口県土木建築部都市計画課

(二六) 開発行為に関する工事の完了

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成二十七年一月二十三日

山口県知事 村岡 副 政

- 一 開発区域に含まれる地域の名称
熊毛郡平生町大字平生村字若浜
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
熊毛郡平生町大字平生町一五番地の二三〇
株式会社明和産業

平成二十七年一月二十三日印刷
平成二十七年一月二十三日発行

発行人所

山口県知事